

厚生労働大臣が定める掲示事項等について

(2026年3月1日現在)

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

I 入院基本料に関する事項

A棟 療養病棟入院料1

看護職員は20対1、看護補助者は20対1で配置しております。
1日に7人以上の看護職員及び看護補助者が勤務しております。
08:30~17:30まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
17:30~08:30まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

B棟 療養病棟入院料1

看護職員は20対1、看護補助者は20対1で配置しております。
1日に7人以上の看護職員及び看護補助者が勤務しております。
08:30~17:30まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
17:30~08:30まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

2階東病棟 認知症治療病棟入院料1

看護職員は20対1、看護補助者は25対1で配置しております。
1日に6人以上の看護職員と5人以上の看護補助者が勤務しております。
08:30~17:30まで、1人当たりの受け持ち数は看護職員が8人以内で、看護補助者が10人以内です。
17:30~08:30まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

2階西病棟 認知症治療病棟入院料1

看護職員は20対1、看護補助者は25対1で配置しております。
1日に7人以上の看護職員と5人以上の看護補助者が勤務しております。
08:30~17:30まで、1人当たりの受け持ち数は看護職員が7人以内で、看護補助者が10人以内です。
17:30~08:30まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は19人以内です。

3階 精神科急性期治療病棟入院料1

看護職員は13対1、看護補助者は30対1で配置しております。
1日に10人以上の看護職員と2人以上の看護補助者が勤務しております。
08:30~17:30まで、1人当たりの受け持ち数は看護職員が5人以内で、看護補助者が19人以内です。
17:30~08:30まで、看護職員の1人当たりの受け持ち数は19人以内です。

4階病棟 精神療養病棟入院基本料

看護職員及び看護補助者は15対1で配置しております。
1日に14人以上の看護職員及び看護補助者が勤務しております。
08:30~17:30まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
17:30~08:30まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は19人以内です。

5階病棟 精神療養病棟入院基本料

看護職員及び看護補助者は15対1で配置しております。
1日に14人以上の看護職員及び看護補助者が勤務しております。
08:30~17:30まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
17:30~08:30まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は19人以内です。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が協同して患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

III 明細書発行体制について

当院では全ての患者様(公費医療受給者含)への医療の透明化や情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解をいただき、明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨お申し出ください。

IV 当院は関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

記

(1) 入院時食事療養費について

入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については18時以降）適温にて提供しております。食事時間は朝：8時 昼：12時 夕：18時です。

なお、食事の標準負担額については、次表のとおりです。

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	510円	
		指定難病患者	300円
		精神病床に1年超入院する患者	260円
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	110円	

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、
あるいは②老齢福祉年金受給権者

(2) 基本診療料の施設基準に係る届出

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準 ■医療DX推進体制整備加算（医科・歯科） ■初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1 ■歯科外来診療感染対策加算1 ■療養病棟入院料1 ■診療録管理体制加算3
- 看護配置加算 ■療養環境加算 ■療養病棟療養環境加算1 ■精神科身体合併症管理加算 ■認知症ケア加算
- 依存症入院医療管理加算 ■感染対策向上加算3 ■精神科救急搬送患者地域連携受入加算 ■データ提出加算
- 精神科急性期医師配置加算 ■精神科急性期治療病棟入院料 ■精神療養病棟入院料 ■認知症治療病棟入院料1
- 医療安全対策加算1

(3) 特掲診療料の施設基準に係る届出

- 薬剤管理指導料 ■検体検査管理加算Ⅱ ■CT撮影及びMRI撮影 ■精神科作業療法 ■医療保護入院等診療料
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料 ■精神科退院時共同指導料2 ■ニコチン依存症管理料 ■依存症集団療法3
- こころの連携指導料Ⅱ ■療養生活継続支援加算 ■認知症患者リハビリテーション料 ■がん治療連携指導料
- 後発医薬品使用体制加算1 ■クラウン・ブリッジ維持管理料 ■歯科治療時医療管理料（Ⅰ）
- CAD/CAM冠 ■歯科口腔リハビリテーション料2 ■精神科在宅患者支援管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ■入院ベースアップ評価料

(4) 酸素の購入価格の届出

V 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、洗濯代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。詳しくは別掲の料金表をご参照ください。